争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。当該書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。」に、4⑹中「本公告に示した調達内容を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。」を「本公告に示した調達案件を履行できると支出負担行為担当官が判断した総合評価のための書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で支出負担行為担当官が入札説明書で説明する、性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、最低限の要求要件をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者とする。」にそれぞれ訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年8月22日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

川元　茂

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　特許庁総合庁舎改修⑯電気設備工事

⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関３－４－３

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる電気設備工事を施工する。

敷地面積　11,403㎡

建物用途　庁舎

構造・階数・建物規模

庁舎

Ｓ造　一部ＳＲＣ造・ＲＣ造

地上16階　地下３階　塔屋２階

延べ面積　86,810㎡

工事種目　電灯設備、動力設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備

主な内容　内装改修及びアスベスト改修に伴う電気設備改修工事

⑸　工期　平成31年８月30日まで。

指定部分１　平成29年５月31日まで

主な内容　５階、16階の改設工事、７階の改設工事（１回目）

指定部分２　平成31年２月28日まで。

主な内容　２階、16階の改設工事、７階の改設工事（２回目）

指定部分３　平成31年３月30日まで。

主な内容　３階の改設工事

⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑺　本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、4⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。詳細は入札説明書による。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年８月22日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国土交通省大臣官房官庁営繕部長から「特許庁総合庁舎改修⑯電気設備工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格者もしくは経常建設共同企業体であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成13年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす電気設備工事㊟を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成13年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）ただし、建築一式工事における施工実績は含まない（入札説明書参照。）。

㊟　「電灯設備工事」、「電気設備（電力）工事」、その他発注者が電気設備工事と同様と認めるものを含む。

①　建築物において、照明器具を含む電灯設備を更新又は新設により設置した工事で、工事対象延べ面積3,000㎡以上であること。

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成13年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満たす電気設備工事㊟を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成13年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす電気設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成13年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員と